別紙様式第十号中「印」を削り、同様式記載上の注意1．中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に、「括弧書き」を「括弧書」に改める。

別紙様式第十号の二中「印」を削り、同様式記載上の注意1．中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に、「括弧書き」を「括弧書」に改める。

別紙様式第十一号第1面中「印」を削り、同面目次記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「記載した当該氏名」を「記載した当該旧氏及び名」に、「当該氏名を括弧書き」を「当該旧氏及び名を括弧書」に、「又は当該氏名」を「又は当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十二号第1面中「印」を削り、同面目次記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「記載した当該氏名」を「記載した当該旧氏及び名」に、「当該氏名を括弧書き」を「当該旧氏及び名を括弧書」に、「又は当該氏名」を「又は当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十三号第1面中「印」を削り、同様式第2面記載上の注意1．中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「記載した当該氏名」を「記載した当該旧氏及び名」に、「当該氏名を括弧書き」を「当該旧氏及び名を括弧書」に、「又は当該氏名」を「又は当該旧氏及び名」に改め、同様式第3面中3．に次のように加える。

（記載上の注意）

　氏を改めた者においては、旧氏及び名を「分別管理監査を行う者」の欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十三号第3面中4．に次のように加える。

（記載上の注意）

　氏を改めた者においては、旧氏及び名を「履行保証暗号資産分別管理監査を行う者」の欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十四号中「印」を削り、同様式記載上の注意1．中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「記載した当該氏名」を「記載した当該旧氏及び名」に、「当該氏名を括弧書き」を「当該旧氏及び名を括弧書」に、「又は当該氏名」を「又は当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十五号中「印」を削り、同様式記載上の注意1．中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「記載した当該氏名」を「記載した当該旧氏及び名」に、「当該氏名を括弧書き」を「当該旧氏及び名を括弧書」に、「又は当該氏名」を「又は当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十六号中「印」を削り、同様式記載上の注意1．中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「記載した当該氏名」を「記載した当該旧氏及び名」に、「当該氏名を括弧書き」を「当該旧氏及び名を括弧書」に、「又は当該氏名」を「又は当該旧氏及び名」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二十一条中保険業法施行規則第二百十四条第一項に一号を加える改正規定、同令別紙様式第十七号登録申請書（生命保険募集人）の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十七号登録申請書（損害保険代理店）の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十七号登録申請書（少額短期保険募集人）の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十七号の二の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十八号の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十九号の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第二十五号保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書（損害保険代理店）の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第二十五号保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書（少額短期保険募集人）の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第二十五号の二の改正規定（「4．保険募集にかかる苦情の発生件数（直近３ヵ年度）」の次の記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第二十五号の三の改正規定（「4．保険募集にかかる苦情の発生件数（直近３ヵ年度）」の次の記載上の注意に係る部分に限る。）　令和三年四月一日

二　第三十七条中金融商品取引業等に関する内閣府令第二百五十一条及び第二百九十一条の改正規定、同令別紙様式第二十二号注意事項の改正規定（「4　氏を改めた者においては、旧氏及び名を、「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。」に係る部分に限る。）並びに同令別紙様式第二十三号注意事項の改正規定（「2　氏を改めた者においては、旧氏及び名を、「外務員氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。」に係る部分に限る。）　令和三年七月一日

府令・省令

○内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第百十条第三項の規定に基づき、認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
法務大臣　上川　陽子
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令

認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号中「印」を削り、同様式目次記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1　保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号。以下「改正法」という。）附則第2条第２項の規定による申請書又は第64条第１項第１号の規定による届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2　この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

①　子　会　社　改正法附則第４条第５項に規定する子会社をいう。

②　子会社等　改正法附則第４条第１項及び第２項において読み替えて準用する保険業法（平成７年法律第105号。以下「法」という。）第132条第１項に規定する子会社等をいう。

③　子法人等　保険業法施行令（平成７年政令第425号）第13条の５の２第３項に規定する子法人等をいう。

④　関連法人等　保険業法施行令第13条の５の２第４項に規定する関連法人等をいう。

3　法人の事業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。